

# 草津市人権擁護に関する条例

平成8年7月1日  
条例第12号

市は、すべての国民の基本的人権と法の下での平等を保障している「日本国憲法」およびすべての人間は生まれながら自由であり尊厳と権利は平等であるとした「世界人権宣言」を基本理念として、部落差別をはじめ、障害者、女性、在日外国人等に対するあらゆる差別をなくし、市と市民および滞在者が協調して人権意識の高揚を図るとともに、すべての人があたたかい心を持ちあって明るく住みよいまちを実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、あらゆる差別をなくし、市民および滞在者(以下「市民等」という。)一人ひとりの参加によって人権を擁護するまちの実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進し、市民等の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民等の責務)

第3条 市民等一人ひとり、自己啓発に努め、互いに基本的人権を尊重しあうとともに、人権擁護に関する施策に協力するものとする。

(啓発活動)

第4条 市は、市民等一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、啓発活動の充実に努めるものとする。

(調査の実施)

第5条 市は、施策および啓発活動を効果的に推進するため、必要に応じ、調査研究を行うものとする。

(推進体制の整備)

第6条 市は、施策および啓発活動を効果的に推進するため、国・県等との連携を図りながら、推進体制の整備に努めるものとする。

(審議会)

第7条 この条例の目的を達成するための重要事項について審議する機関として、草津市人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織、運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。